○四国地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

四国地方整備局長　名波　義昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号及び百九十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県吾川郡いの町枝川字椋二六五番四から同町波川字ハリギ三〇九番一まで	A	八・〇五～三一・六五メートル	五・二八一キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B・C・D・E	一二・五〇～一六九・一四	五・二〇四	
	後 B・C・D・E	八・〇五～三一・六五	五・二八一	
		一二・五〇～一六九・一四	五・二〇四	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○九州地方整備局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
霧島市国分川内字鎮守尾一〇六四番二から同市国分川内字鎮守尾一〇五四番一まで	前	一二・〇九～一七・七四メートル	〇・〇九五キロメートル
	後	一三・八八～二一・五一メートル	〇・〇九五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○沖縄総合事務局告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年七月十五日

沖縄総合事務局長　能登　靖

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年沖縄総合事務局告示第五十三号中部広域都計画道路事業三・二・五号県道二十四号線バイパス及び三・四・三号県道二十四号線

三　事業施行期間　自平成十五年十月二十九日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十四年沖縄総合事務局告示第二十二号の事業地のうち沖縄県中頭郡北谷町字西上原及び字久保原地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

人事異動

内閣

（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　古舘　哲生

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　田中　仁志

厚生労働省に出向させる

内閣官房すべての女性が輝く社会づくり推進室参事官を免ずる（以上六月二十日）

（厚生労働省保険局長）厚生労働事務官　唐澤　剛

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に昇任させる

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官を命ずる

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　山崎　史郎

辞職を承認する

（同）同　木下　賢志

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長を免ずる

（国立教育政策研究所長）文部科学教官　河村　潤子

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　甲斐　正彰

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる

内閣官房総合海洋政策本部事務局長を命ずる

（観光庁審議官）同　古澤　ゆり

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣人事局））に転任させる

（厚生労働省社会・援護局総務課長（併）雇用均等・児童家庭局総務課）厚生労働事務官　山本　麻里

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に昇任させる

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　頼　あゆみ

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に昇任させる

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長を命ずる

（総務省大臣官房総務課長）総務事務官　多田健一郎

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に昇任させる

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官を命ずる

（厚生労働省大臣官房技術総括審議官）厚生労働技官　福田　祐典

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房新型インフルエンザ等対策室室員を命ずる

（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　藤原　章夫

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房教育再生実行会議担当室長を命ずる

（国土交通省水管理・国土保全局水資源部長）国土交通技官　五十嵐崇博

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房水循環政策本部事務局長を命ずる

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　青柳　一郎

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長を命ずる

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　大島　一博

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長を命ずる

内閣官房一億総活躍推進室次長を免ずる

（同）同　中島　誠

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長を命ずる

（文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策評価審議官）文部科学事務官　関　靖直

（国土交通省大臣官房審議官（併）北海道局）国土交通技官　田村　秀夫

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）